Ｂ／Ｃが 7.50 を超えるときは 7.50 とし、Ｄ－Ｃが負数となるときは 0 とし、（Ｄ－Ｃ）／Ｃ、｛（Ｄ－Ｃ）／Ｃ｝×0.7 又は（Ｆ×70＋Ｇ×650）／（Ｃ×1.74）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

（経常態容補正係数の算定方法）

第十一条の二　都道府県の「小学校費」及び「中学校費」に係る経常態容補正係数は、それぞれ次の算式によつて算定した率とする。

算式

（Ａ－１）×α＋１

算式の符号

［略］

α　「小学校費」にあつては 0.163、「中学校費」にあつては 0.163

２　「特別支援学校費」のうち教職員数を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

［Ａ×｛（Ｃ－１）×0.104＋Ｄ｝＋｛（Ｂ×1.22）×Ｄ｝］／（Ａ＋Ｂ）

（Ｃ－１）×0.104 に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、Ａ×｛（Ｃ－１）×0.104＋Ｄ｝、（Ｂ×1.22）又は｛（Ｂ×1.22）×Ｄ｝に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

３　市町村の「消防費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

Ｂ／（Ａ×11.5）

算式の符号

［略］

Ｂ　合併関係市町村（旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第６号。以下「合併特例法」という。）第２条第３項又は市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号。以下「合併新法」という。）第２条第３項の市町村をいう。以下同じ。）（新市町村の市町村役場が所在する合併関係市町村を除く。）ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

15.6×ａ×ｂ－8.22×ａ×ｃ

ｂが 1.270 を超えるときは 1.270 とする。

ｃが 2.645 を超えるときは 2.645 とする。

［略］

４　市町村の「その他の教育費」のうち幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子ども

Ｂ／Ｃが 7.50 を超えるときは 7.50 とし、Ｄ－Ｃが負数となるときは 0 とし、（Ｄ－Ｃ）／Ｃ、｛（Ｄ－Ｃ）／Ｃ｝×0.9 又は（Ｆ×70＋Ｇ×650）／（Ｃ×1.77）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

（経常態容補正係数の算定方法）

第十一条の二　都道府県の「小学校費」及び「中学校費」に係る経常態容補正係数は、それぞれ次の算式によつて算定した率とする。

算式

（Ａ－１）×α＋１

算式の符号

［同左］

α　「小学校費」にあつては 0.164、「中学校費」にあつては 0.164

２　「特別支援学校費」のうち教職員数を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

［Ａ×｛（Ｃ－１）×0.105＋Ｄ｝＋｛（Ｂ×1.21）×Ｄ｝］／（Ａ＋Ｂ）

（Ｃ－１）×0.105 に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、Ａ×｛（Ｃ－１）×0.105＋Ｄ｝、（Ｂ×1.21）又は｛（Ｂ×1.21）×Ｄ｝に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

３　市町村の「消防費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

Ｂ／（Ａ×11.7）

算式の符号

［同左］

Ｂ　合併関係市町村（旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第６号。以下「合併特例法」という。）第２条第３項又は市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号。以下「合併新法」という。）第２条第３項の市町村をいう。以下同じ。）（新市町村の市町村役場が所在する合併関係市町村を除く。）ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

15.8×ａ×ｂ－8.33×ａ×ｃ

ｂが 1.260 を超えるときは 1.260 とする。

ｃが 2.490 を超えるときは 2.490 とする。

［同左］

４　市町村の「その他の教育費」のうち幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子ども